

第23期 第25回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和元年7月30日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 25 回定例農業委員会総会議事録

令和元年 7 月 30 日（火）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 25 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	17 名
	農地利用最適化推進委員	6 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	議案第 89 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	13 件
	議案第 90 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	1 件
	議案第 90 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
	議案第 91 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	3 件
第 3	報告第 68 号 農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	5 件
	報告第 69 号 農地使用貸借解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第25回7月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号16番 ○○ ○○ 委員、17番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第89号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第89号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人 下吾川 ○○ ○○

借受人 上三谷 ○○ ○○

申請地 上三谷 田 外1筆

申請理由 (貸出人) 農地管理困難

(借受人) 新規就農

権利の種類等 5年間の賃借権設定

借受人の作付予定作物	きゅうり・なす・レタス・スイートコーン
主な農機具の導入予定	トラクター・農作業自動車・管理機・動墳
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、お父さんが営農されており、新たに新規就農されることになり、4反あるが全部ハウスで1000坪のハウスがあるが、南伊予でやるということだが、私としては、1000坪の野菜類のハウスはおそらく一人では回せないだろうと思う。紅まどんなや施設の中晩甘を半分くらい入れたらと助言したが、本人はやる気になっているので、近くでもあるし、子供たちもいる。私は、中晩甘を勧めたいと思う。以上です。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の抱負とか営農計画についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

〇〇です。よろしく申し上げます。農業を始めようと思ったきっかけは、親が専業農家で、小さいころから見てきました。〇〇の大学を卒業して帰ってきてから〇〇年ちょ

っとになります。土日祝と親の手伝いをしながらやってきました。今回、〇〇をもらいながら個人経営でやっていこうという決断をしました。今後の計画については、主に取組むものとしてはキュウリ、あと、ナス、レタス、コーンをやります。販路は、農協と市場で、新たな供給先として、現在、〇〇会に在籍しており、地産地消の野菜を使っているいろいろな物を開発しています。〇〇とやり取りの中で、生野菜が必要という話もあるので、そういうところにも供給できたらいいと思っています。

〇〇委員

施設がほとんどようだが、野菜なら単作だから返せるが、5年契約になっているので、推進委員は中晩柑を勧めていたが、そうすると5年では後が不安だが、そのあたりはどのように考えているのか。

〇〇さん

私自身は、野菜でやっていこうと考えています。

〇〇委員

5年以上貸してくれそうですか。

〇〇さん

大丈夫だとは思っています。いずれは買い上げたいとは思っています。

〇〇委員

施設の野菜類で私は、1000坪は無理だと思います。1/3野菜やって、2/3中晩柑をやって、マドンナなら3年で取れる。育成期間になるとほとんど手間がいらぬ。その間、300~400坪の面積で野菜に集中していいものを作ったほうが経営的にもいい。今南伊予で一番活発なのが、施設中晩柑部会です。〇〇で〇〇に入ってもらったら、技術的なことは〇〇もいるし、野菜を作るより、中晩柑を作るほうが販売の面でも心配ないと思います。そのあたりも検討してみてください。

〇〇委員

お父さんは、柑橘関係は作っておられたのですか。

〇〇さん

一切していません。祖父が山でやっていたくらいです。私はナス、キュウリばかりをしていました。

〇〇委員

〇〇推進委員の言われることも一つの全うな考え方だと思います。技術的なことは、〇〇が指導してくれるので、その点は心配せずに5年間の縛りがあるというのが心配なので、そういうことも検討してみたらいいと思います。野菜でも中途半端なものを作ったのでは金にならないですから、自信もてる野菜を作らないといけない。そういうことを考えても、中晩柑なら労働力も少なくてすむので、考える必要があるかもしれない。ぜひ期待しています。

<新規就農者退室>

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2, 3, 4につきまして関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

2番

譲渡人	京都府	〇〇	〇〇
譲受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川 田		
	譲受人の耕作面積	〇〇	m ²
申請理由	(譲渡人) 農作業従事困難		
	(譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン・農作業自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

3番

譲渡人	京都府	〇〇	〇〇
-----	-----	----	----

譲受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	田	
	譲受人の耕作面積	〇〇	m ²
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・トマト・みかん		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、耕耘機、コンバイン		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

4番

譲渡人	京都府	〇〇	〇〇
譲受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	田	
	譲受人の耕作面積	〇〇	m ²
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・長なす		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、番号2，3，4について農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
以上です。

議長

番号2，3，4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人は、京都府に在住していて、両親は亡くなっておられます。〇〇さんはこの土地を所有権移転の売買ということです。〇〇さんは、上吾川では大規模に農業をやっておられる方です。売買の仕方も不動産屋をとおさず自分でやられたと聞いています。チ

チャレンジ精神旺盛な方だと思います。

3番の〇〇さんは、家の横に田んぼがあります。〇〇さんもかなり土地を借りてやっておられる方です。〇〇さんと〇〇さんは上吾川でも有望な方で信頼は厚い方だと思います。

〇〇さんは若干若い方ですが、父親は亡くなっており、〇〇と二人で勤めながら農業をやっておられます。若いのですが、地元の会などにも積極的に参加して、その他いろいろな付き合いをしています。なかなかの好青年です。農業をやることに関しては3人とも問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

番号2, 3, 4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2, 3, 4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2, 3, 4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

5番

譲渡人	神奈川県	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上野 田		
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難		
	(譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・スイカ・野菜・花木		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、〇〇の大学を卒業し、そのまま〇〇で就職し定年を迎えました。生活の拠点も〇〇に移っていて、農地を相続するも1年に1回帰ってきていたが、年齢的に高齢になり農地は全て管理ができないということです。〇〇さんは、今年〇〇を退職され、本格的に農業をすることになりました。〇〇さんの田に隣接している田なので1枚の田にして耕作するという事です。ご審議をお願いします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	久万高原町	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	火災により被災した農地の代替地	
権利の種類	5年間の賃借権設定		
譲受人の作付作物	米・花木・大根		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車、自家用自動車4台		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、〇〇で花き栽培をしていましたが、今年、近隣の麦の野焼きでハウスと事務所が全焼してしまったそうです。毎年毎年になると営業ができないということで今回、〇〇さんが高齢で病弱なので、後継者が10年くらいは仕事で本格的にやれないので、それまでの間、〇〇さんにお貸しすることになりました。花の苗を京都、大阪、岡山で仕入れてきて、ハウスで管理しておいて、コメリ、ダイキ、コーナンなどに卸しています。期間がきたら米が耕作できるように対策をしてその間お借りするという事です。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

〇〇でハウスをやっていたということだが、それも借地だったのか。

〇〇委員

借地です。

〇〇委員

今回新たにハウスを建てるということだが、5年間で返すのはしんどいですね。

〇〇委員

7年後くらいに〇〇さんが退職して帰ってくるということなので、とりあえず5年間で契約してその後、再契約手続きをすることになると思います。

〇〇委員

目安を付けて話し合いをしておかなければ、その時になって喧嘩したのではいけないだろう。

〇〇委員

気持ちよく返していただけるということで聞いています。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
申請地	下吾川	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農作業従事困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農作業用自動		

車

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは、兼業農家で農業していましたが、高齢になったことと農地を処

分したいということで、隣接の〇〇さんに相談したところ、〇〇さんも兼業農家でされていたのですが、退職後は専業でやっておられます。農舎も新しく建てて、機械も新しくして、地域の中心としてやっていただいています。年齢は〇〇歳ですが、元気で地域の中心となってやっていただいています。よろしくお願いします。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人	中山町中山	〇〇	〇〇
譲受人	中山町佐礼谷	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	田	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 経営規模縮小 (譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・野菜・栗		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農作業用自動車		

車

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは〇〇歳ということで高齢です。奥さんはまだまだ元気で農業をされておられます。息子さんがおられますが、〇〇の販売や修理をしており、常に農業に従事できない状況で、経営規模の縮小を考えておられたようです。また、譲受人の〇〇さんは、〇〇の会長をしており、〇〇さんは非常にまじめな方でこの土地を買われてもきっちり管理ができると思われしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

番号8につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号9につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人 大平 〇〇 〇〇

譲受人 大平 〇〇 〇〇

申請地 大平 田

譲受人の耕作面積 〇〇m²

申請理由 (譲渡人) 農地管理困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 米・野菜・花木・みかん・キウイ・紅まどんな

主な農機具の保有状況 トラクター・田植機・農作業用自動車

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号9につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人の〇〇さんは、この土地は、数十年にわたって耕作しています。譲渡人の〇〇さんは高齢のため、この機に売買により所有権移転をしたいということです。問題なかろうかと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

番号9につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号9につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号9につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号10につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

10番

譲渡人	千葉県	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	田	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	贈与による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・裸麦		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人は、田んぼに入るのに、機械が入りづらく危険なため、その土地を譲ってもらったらというので申請し、話がまとまったようです。ご審議をお願いします。

議長

番号10につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

贈与になっているが、親戚関係なのでしょうか。

〇〇委員

親戚ではありません。処分したかったのだらう。

議長

番号10につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号10につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号11, 12, 13につきまして関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

11番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	中山町栗田	畑	外5筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	贈与による所有権移転		

12番

譲渡人	中山町出渕	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	中山町栗田	田	
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	贈与による所有権移転		

13番

譲渡人	熊本県	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	中山町佐礼谷	畑	外1筆
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	

権利の種類

贈与による所有権移転

11番から13番共通で

譲受人の作付作物	栗・野菜
主な農機具の保有状況	トラクター・耕耘機・運搬車
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号11, 12, 13につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲受人は、〇〇歳とお年を召されているが、譲渡人がみなさん知り合いの方のようで、〇〇さんは、次男のかたで、〇〇さんが知り合いということで、隣に土地があり、どうしても〇〇さんに作ってほしいという話でした。〇〇さんは、〇〇をされており、こちらのほうに帰って農業は無理なので、譲り渡したいという話がありました。結構高齢だが、お元気で、松山から中山に通って農業をされており。あとに何を作るのか聞くと、栗を作ってみようということを言われていました。ご審議をよろしく申し上げます。

議長

番号 1 1, 1 2, 1 3 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員

親戚関係ではないのですか。

〇〇委員

もともと〇〇というところがありまして、そこは、今は集落がなくなっているが、ふるさとが一緒ということでした。同じ地区におられたということです。

〇〇委員

金銭が絡んでないということになると、どこかでひっくり返ってややこしいことになるということはないわけですね。

〇〇委員

本人はそうに言われています。登記はされているようです。

議長

番号 1 1, 1 2, 1 3 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 1 1, 1 2, 1 3 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5 ページをお開きください。

■議案第 9 0 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第 9 0 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1 番

申請人	双海町上灘	〇〇	〇〇
土地所有者	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	外 2 筆

転用目的 植林

申請人は、当時父親が高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、昭和〇〇年頃に植林をしたということです。また、周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく、転用の申請に至ったものであります。

申請地は、双海町上灘の〇〇の東側に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長

議案第90号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

写真で見ていただいたとおり、現状があのような状況になっておりますので、手続き的に遅れたということですが、ご審議をお願いします。

議長

議案第90号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第90号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第90号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

■議案第91号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第91号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	大平	畑	
転用目的	事業用車両進入路		
権利の種類等	所有権移転		

譲受人が代表を務める法人の倉庫が申請地の奥にあります。倉庫へ資材等の出し入れに一体利用地である譲受人が所有する雑種地を通っていたのですが、その雑種地に居宅を建築する計画があがり、居宅の横を通って倉庫へ入る進入路が必要になりました。申請地は、雑種地や宅地に囲まれた状態で面積も〇〇㎡と狭く、農地としての利用は難しく、今回進入用通路として転用申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇の〇〇集落に位置し、宅地等が混在した所であり、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

議案第91号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇大委員

事務局から説明していただいたとおりです。〇〇に満たない土地でそこへの進入路もなく耕作困難な場所であり、問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長

議案第91号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第91号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第91号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■議案第92号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回3件の申請がありました。

1番

申出人	三秋	有限会社〇〇	〇〇
土地所有者	下吾川	〇〇	〇〇
申出地	三秋	田	外1筆
転用目的	作業場、露天駐車場及び露天資材置場		

申出人は、平成〇〇年から伊予市三秋で〇〇等の工事業を営んでいます。近年、受注増加や従業員の増加等で作業場や駐車場等が足りておらず、業務に支障をきたしており、作業効率を上げるため作業場等の確保が急務になっています。そのため現在の作業場である三秋の土地の周辺で土地を選定した結果、申請地を選定し、所有者との話がまとまり、農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局から説明があったとおりですが、農地は現場に対して横にくっつくことで了解ということになっている。横に水田があるが、問題はないと認識している。ご審議をお

願います。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

申出人	香川県高松市	〇〇株式会社
土地所有者	松山市	〇〇 〇〇
申出地	中山町出渕	畑
転用目的	携帯電話無線基地局	
権利の種類	賃貸借	

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある中山町出渕の〇〇集落は、電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは〇〇年前くらいまで管理していたが、父親が亡くなり、その後祖母も亡くなってからは耕作放棄地となっています。〇〇のため、年に1回も帰ってこない状況です。よろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

3番

申出人	香川県高松市	〇〇株式会社
土地所有者	中山町出渕	〇〇 〇〇
申出地	中山町佐礼谷	田
転用目的	携帯電話無線基地局	
権利の種類	賃貸借	

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地の地番は佐礼谷になっていますが地区としては中山町栗田の〇〇地区であります。〇〇地区は電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを浴え、意見を求められております。

現場は、許可前着工届が出ており、工事は終わっています。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇の近くの県道に面しているところです。利用状況調査では、ほぼ放任状態だったと思います。転用による悪影響もありませんし、〇〇さんの同意書も出ていますので、問題ないと思われます。ご審議をお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、8ページをお開きください。

■報告第68号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第68号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回5件の届出がありました。

1番

貸出人	宮下	〇〇	〇〇
借受人	宮下	〇〇	〇〇
届出地	宮下	畑	
	解約事由		双方合意
権利の種類等	基盤法	賃借権設定	

2番

貸出人	市場	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
届出地	市場	畑	外4筆

解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法3条 賃借権設定

3番

貸出人 京都府 ○○ ○○
借受人 上吾川 ○○ ○○
届出地 上吾川 田
解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法3条 賃借権設定

4番

貸出人 双海町上灘 ○○ ○○
借受人 双海町上灘 ○○ ○○
届出地 双海町上灘 畑
解約事由 双方合意
権利の種類等 基盤法 賃借権設定

5番

貸出人 千葉県 ○○ ○○
借受人 上三谷 ○○ ○○
届出地 上三谷 田
解約事由 双方合意
権利の種類等 農地法3条 賃借権設定
以上です。

議長

報告第68号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして10ページをお開きください。

■報告第69号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第69号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたし

ます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	使用貸借権設定	

議長

報告第69号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

特になし。質問等もなし

議長

次回の開催日程について

定例総会 令和年8月30日(金曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センター
を開催予定としております。

以上で、第25回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第25回7月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後3時40分 閉会)